

一般貸切旅客自動車運送事業更新許可申請にかかる 法令試験問題

令和7年4月22日（火）

注意事項

1. 試験時間は10時00分～10時50分です。
2. 解答は問題用紙の解答欄に記入して下さい。
3. 開始時間までは、問題は開かないで下さい。
4. 運転免許証等は、机の上に出しておいて下さい。
5. 筆記用具、自動車六法以外のものは机の上に置かないで下さい。
6. 質問等のある方は、静かに手をあげて下さい。
7. 不正な行為をされた場合は、直ちに受験を停止し、退場していただくこととなります。なお、試験は不合格となります。
8. 携帯電話やスマートフォン等の電子機器の電源は切って下さい。
9. 試験会場は禁煙です。
10. 試験会場からの退場時は、解答用紙を裏返して他の受験者に迷惑とならないように静かに退場して下さい。

内閣府沖縄総合事務局

一般貸切旅客自動車運送事業法令試験問題

試験実施日：令和7年4月22日

受験者名：（事業者名）

（氏 名）

問1 次の問題に答えて下さい。

1. 国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者が一年以上の懲役又は禁錮の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から（ ）年を経過していない者であるとき、許可をしてはならない。

（道路運送法第7条）

答. 5

2. 旅客自動車運送事業者は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情を受け付けた場合には、法令に掲げる事項を営業所ごとに記録し、かつ、その記録を整理して（ ）間保存しなければならない。

（運輸規則第3条）

答. 1年

問2 次の文章のうち正しいものには○、誤っているものには×を（ ）内に記入して下さい。

- （○） 1. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、安全統括管理者を選任し、又は解任したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

（道路運送法第22条の2）

- （○） 2. 一般旅客自動車運送事業者は、国土交通省令で定めるところにより、輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置その他の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報を公表しなければならない。

（道路運送法第29条の3）

- （×） 3. 一般旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車に火災を起こした場合、旅客に被害がなければ事故報告は不要である。

（事故報告規則第2条）

- （○） 4. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客の利便を著しく阻害するおそれがあるときは、事業用自動車に車掌を乗務させなければならない。

（運輸規則15条）

- (○) 5. 旅客自動車運送事業者は、過労の防止を十分考慮して、国土交通大臣が告示で定める基準に従って、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間を定め、当該運転者にこれらを遵守させなければならない。

(運輸規則第21条第1項)

- (○) 6. 一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、不当な運送条件によることを求めてはならない。

(道路運送法第30条)

- (×) 7. 事業者は、運転者の酒気帯びの有無の確認のためにアルコール検知器を用いる必要があるが、アルコール検知器が故障してしまった場合はこの限りではない。

(運輸規則第24条)

- (○) 8. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が退職等により運転者でなくなった場合には、直ちに、当該運転者に係る乗務員台帳に運転者でなくなった年月日及び理由を記載し、これを3年間保存しなければならない。

(道路運送法第27条1項、運輸規則第37条第2項)

- (○) 9. 一般貸切旅客自動車運送事業廃止届書には、「廃止する理由」を記載しなければならない。

(施行規則第25条)

- (○) 10. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送をしてはならない。

(道路運送法第20条)

- (○) 11. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、年齢、運転の経歴その他政令で定める一定の要件を備える者でなければ、その事業用自動車の運転をさせてはならない。ただし、当該運行が旅客の運送を目的としない場合は、この限りでない。

(道路運送法第25条)

- (○) 12. 旅客自動車運送事業者は、旅客又は公衆に対して、公平かつ懇切な取扱いをしなければならない。

(運輸規則第1条)

- (○) 13. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行ごとに、運行の開始及び終了の地点及び日時、運行に際しての注意箇所の位置など、法令に定められた事項を記載した運行指示書を作成し、運転者に適切な指示をし、携行させなければならない。

(運輸規則第28条の2)

- (×) 14. 事業者は、自動車の事故により十人以上の負傷者を生じた場合、当該事故があった日から三十日以内に当該事故ごとに自動車事故報告書を三通提出しなければならないが、運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなった場合には、自動車事故報告書を提出する必要はない。

(事故報告規則第3条)

- (×) 15. 運行管理者は、法令に定める方法で行った日常点検の結果に基づき、運行の可否を決定しなければならない。

(車両法施行規則第32条)

問3 次の法令等の（ ）にあてはまる語句を下の枠内から選び記号を記入して下さい。

1. 道路運送法は（ ウ ）と相まって、道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとし、並びに道路運送の分野における利用者の（ ス ）の多様化及び高度化に的確に対応したサービスの円滑かつ確実な提供を促進することにより、（ エ ）を確保し、道路運送の（ カ ）の利益の保護及びその利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もって（ セ ）を増進することを目的とする。

（道路運送法第1条）

ア. 供給 イ. 道路交通法 ウ. 貨物自動車運送事業法 エ. 輸送の安全
オ. 適正な運営 カ. 利用者 キ. 旅客の利便 ク. 道路運送車両法 ケ. 事業者
コ. 訪日外国人 サ. 利益 シ. 車両数 ス. 需要 セ. 公共の福祉 ソ. 旅行業法

2. 旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車の運転者に対し、国土交通大臣が告示で定めるところにより、主として運行する路線又は（ チ ）の状態及びこれに対処することができる（ サ ）並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について適切な指導監督をしなければならない。この場合においては、その日時、場所及び内容並びに指導監督を行った者及び受けた者を（ ソ ）し、かつ、その記録を営業所において（ ア ）保存しなければならない。

（運輸規則第38条）

ア. 三年間 イ. 通達 ウ. 経路 エ. 法 オ. 申請 カ. 自動車
キ. 教育 ク. 告示 ケ. 通知 コ. 五年間 サ. 運転技術 シ. 省令
ス. 報告 セ. 一年間 ソ. 記録 タ. 届出 チ. 営業区域 ツ. 運転者

3. 自動車の使用者は、自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した（ オ ）時期に国土交通省令で定める技術上の基準により、灯火装置の点灯、（ ク ）の作動その他の（ カ ）に点検すべき事項について、（ ケ ）により自動車を点検しなければならない。

（道路運送車両法第47条の2）

ア. 厳格 イ. 乗降装置 ウ. 特定日 エ. 定期的 オ. 適切な
カ. 日常的 キ. 事故 ク. 制動装置 ケ. 目視等 コ. 点検等
サ. 状態 シ. 異音 ス. 迅速 セ. 整備管理者 ソ. 保安基準